

# 和歌山県防災対策 推進条例 の概要



自然災害からみんなで守ろう、  
かけがえのない命!

和歌山県

# 和歌山県防災対策推進条例が制定されました！

## 背景

和歌山県では、その地理的条件から過去幾度となく台風等による風水害や、周期的に発生する大規模な地震災害により甚大な被害を被ってきました。

「稻むらの火」で語り継がれている濱口梧陵翁に代表される私たちの先達は、これらの自然災害に対し、自らの命を守るだけでなく、他の命を助けるという尊い偉業を残してきたところです。近い将来、東南海・南海地震発生の可能性が極めて高いとされている今こそ、この精神を受け継ぎ、いかなる災害にも対処できる準備が必要です。

阪神・淡路大震災では、死者の約8割が建物の倒壊や家具の転倒が原因であり、また、倒壊家屋から救出されたほとんどの方は家族や近隣住民によるものでした。この災害で教訓となつたのが、自らの命は自らで守る自助、自らの地域は互いに助け合って守る共助の精神でした。被害を軽減させるためには、県民、自主防災組織、事業者自らが自助、共助を実践し、県及び市町村などがこれらを補完しつつ公助を実施し、地域社会における防災力を向上させることが重要となります。

のことから、和歌山県議会防災・環境問題等対策特別委員会より「和歌山県防災対策推進条例案」が提案され、可決、平成20年4月1日から施行されました。

災害への備えや災害の時に、みんながそれぞれの役割を果たすことで、災害に強い地域社会をつくるため、皆さまのご協力をお願いします。



## 特徴

- ◆ **自 助**(自らの命は自らで守る)
- ◆ **共 助**(自らの地域は互いに助け合って守る)
- ◆ **公 助**(県及び市町村などが行う対策)

- ・ 県民及び事業者による自助と、自主防災組織などによる共助に重点
- ・ 公助は自助・共助を支援するもの、また、今後積極的に取り組んでいくものを規定
- ・ 災害への備えや災害が発生した場合等における、県民、自主防災組織、事業者及び県それぞれの役割について規定

# 和歌山県防災対策推進条例の概要

## 基本理念

自分でできることは自分で(自助)  
でも、お互いに助け合いながら(共助)  
そして、県及び市町村がこれらを補完(公助)

## 目的

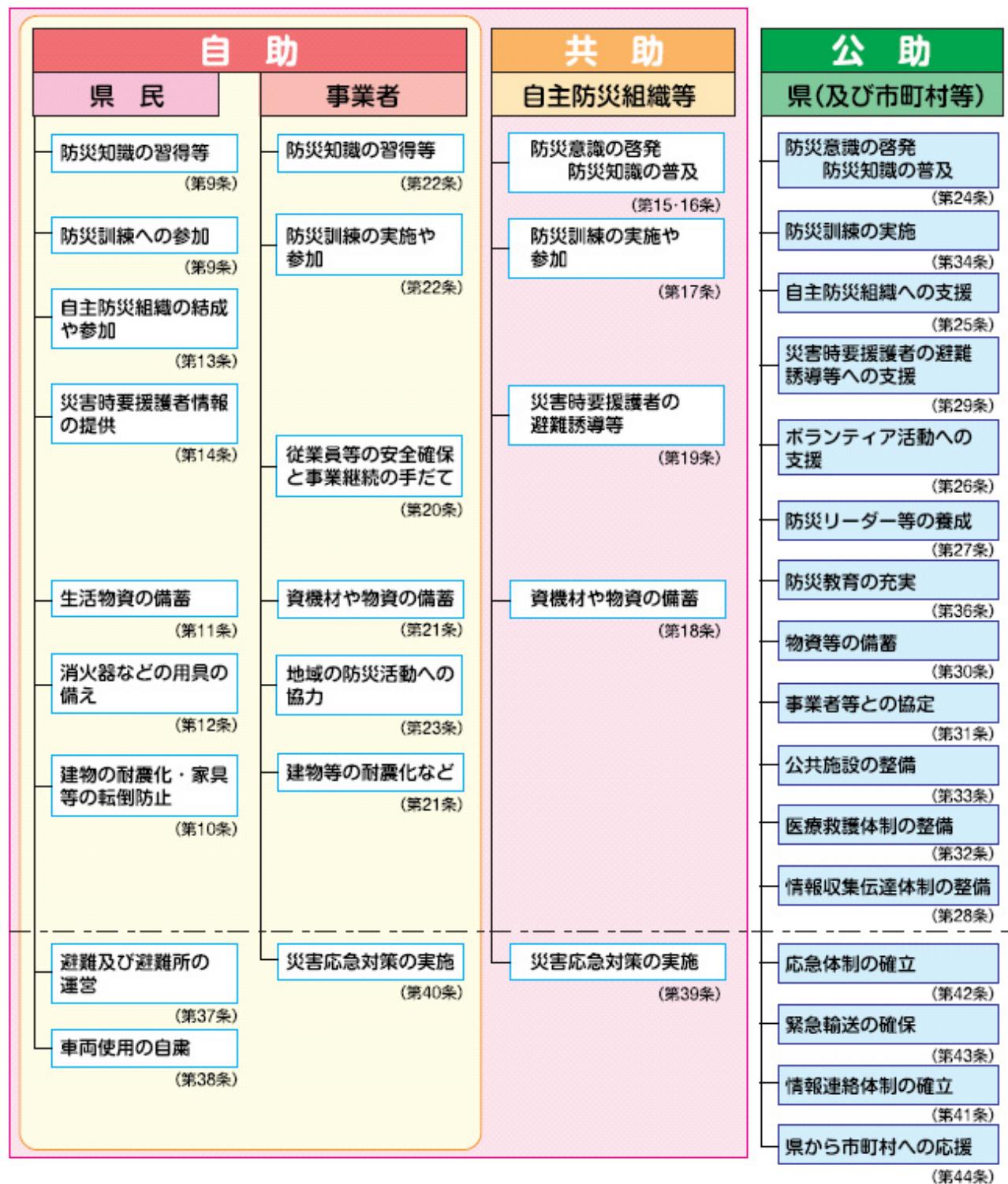
災害への備えや災害の時に  
みんながそれぞれの役割を果たすことで  
災害に強い地域社会をつくる

地域防災力の強化

災害への備え

災害に強い地域社会づくり

災害時等の対応



# [和歌山県防災対策推進条例] (条文抜粋)

## (目的)

第1条 この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、並びに県民、自主防災組織、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、災害予防対策及び災害応急対策の基本となる役割を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

## 【趣旨】

本条例の制定目的を示し、条例の基本的な考え方を明らかにしています。

## (基本理念)

第3条 防災対策は、県民が自らの命は自らで守る自助を原則とし、地域において互いに助け合う共助に努めるとともに、県及び市町村がこれらを補完しつつ公助を行うことを基本として実施されなければならない。

2 防災対策は、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町村がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に実施されなければならない。

## 【趣旨】

防災対策は、「自助」「共助」「公助」を基本とし、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町村はそれぞれ相互に連携を図りながらその責務と役割を果たし、着実に実施することとしています。

## (県民の責務)

第4条 県民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自ら防災対策を行うよう努めるものとする。

2 県民は、地域における防災活動に積極的に参加するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

## 【趣旨】

県民の皆様が自ら自身の安全を確保するとともに、地域における防災活動を充実させるよう、県民が果たすべき責務について定めています。

## (自主防災組織の責務)

第5条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域住民と協力して、地域における防災活動を実施するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、地域住民の自ら行う防災対策に協力し、地域住民の安全を確保するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

## 【趣旨】

地域社会における防災力を高めるため、自主防災組織が果たすべき責務について定めています。

## (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自ら防災対策を実施するよう努めるとともに、地域における防災活動を実施するよう努めるものとする。

2 事業者は、地域における自主防災組織等の防災活動に協力するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

## 【趣旨】

地域の構成員である事業者の社会的責任に基づき、事業者が果たすべき責務について定めています。

## (県の責務)

第7条 県は、基本理念にのっとり、災害から県民の生命、身体及び財産を守るために、国、他の都道府県、市町村、防災関係機関等と連携し、防災に関する総合的な施策の推進に努めるとともに、市町村、県民、事業者及び自主防災組織等が行う防災対策等への支援に努めるものとする。

## 【趣旨】

防災対策を総合的かつ計画的に推進するために、県が果たすべき責務について定めています。

## (市町村の役割)

第8条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、災害から当該市町村の住民の生命、身体及び財産を守るために、国、県、防災関係機関、自主防災組織、事業者等と連携し、防災対策の推進に努めるものとする。

## 【趣旨】

防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、市町村が果たすべき役割について定めています。

## (防災知識の習得等)

第9条 県民は、自主防災組織、市町村及び県が行う防災訓練及び研修に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能を習得するよう努めるものとする。

2 県民は、自らが生活する地域における災害危険箇所及び災害の発生の危険性等を確認し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難経路、避難場所、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について、あらかじめ、ハザードマップ等により確認するよう努めるとともに、家族との連絡方法等を家族で確認しておくよう努めるものとする。

## 【趣旨】

災害から自らの命を守り、また、地域社会を協力して守るため、県民は防災に関する知識及び技能を習得するとともに、生活する地域の災害危険箇所などを把握し、確認することを定めています。

#### (建築物等の防災対策)

第10条 建築物の所有者は、必要な耐震診断を行うよう努めるとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努めるものとする。

2 県民は、家具、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

3 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機(以下「工作物等」という。)を設置する者は、当該工作物等の強度を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

阪神・淡路大震災での教訓から、建築物等の倒壊などによる被害を防ぐため、県民は建築物等の安全確保に努めることを定めています。

#### (生活物資の備蓄等)

第11条 県民は、災害に備え、食料、飲料水、医薬品、簡易トイレその他の必要となる生活物資を備蓄し、及びラジオ等の情報収集の手段を確保するよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるよう準備しておくよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

県民が災害に備えて数日分の食料その他の必要となる生活物資を備蓄するとともに、避難の際に必要となる物資をすぐに持ち出すことが出来るよう準備することを定めています。

#### (災害危険箇所の確認等)

第15条 自主防災組織は、国、県及び市町村等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、地域における災害危険箇所及び災害の発生の危険性等を確認するよう努めるとともに、避難経路、避難場所及び避難方法をあらかじめ把握するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、災害が発生した場合において応急的に生活用水として利用する水の確保ができるよう、井戸等の所在についてあらかじめ把握するよう努めるものとする。

3 自主防災組織は、前2項の規定により確認し、及び把握した情報その他の防災に関する情報について、ハザードマップ等により地域住民に周知するよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

自主防災組織が災害危険箇所及びその危険性、避難経路、避難場所及び避難方法、あるいは生活用水に利用できる井戸等の所在などを把握し、地域住民に対してその内容を周知することを定めています。

#### (災害時要援護者の情報把握及び援護体制の整備)

第19条 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害時要援護者の避難誘導、介助その他の対策を円滑に行うため、市町村、防災関係機関等と連携し、あらかじめ、地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるとともに、援護体制の整備に努めるものとする。

#### 【趣旨】

自主防災組織が災害時要援護者の避難支援の体制を整備することを定めています。

#### (安全を確保するための対策及び事業を継続するための計画)

第20条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、事業所に来所する者、従業員及び地域住民の安全を確保するための対策を実施するよう努めるとともに、事業者の規模及び業態に応じ、中核となる事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

事業者が、災害が発生または発生するおそれがある場合に備え、事業所内の来所者、従業員及び地域住民の安全確保と、中核となる事業の継続のための計画を作成することを定めています。

#### (建築物等の耐震性の確保及び資機材等の備蓄)

第21条 事業者は、その所有し、又は管理する建築物、工作物等の耐震性の確保並びに設備、備品等の転倒及び落下の防止に努めるとともに、応急的な措置に必要な資機材及び食料、飲料水等を備蓄するよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

阪神・淡路大震災での教訓から、事業者は建築物等の倒壊による被害を防ぐため耐震性の確保や、設備、備品等の転倒落下を防ぐとともに、資機材及び物資を備蓄することを定めています。

第39条 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村、防災関係機関等と連携し、情報の収集及び伝達、地域住民等の避難誘導その他の地域における防災活動を実施するよう努めるとともに、特に、災害が発生した場合においては、初期消火並びに負傷者の救出及び救護を積極的に実施するよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

自主防災組織が地域における防災活動の中核として、災害情報の収集及び伝達、初期消火、負傷者の救出及び救護、避難誘導等を積極的に行うことと定めています。

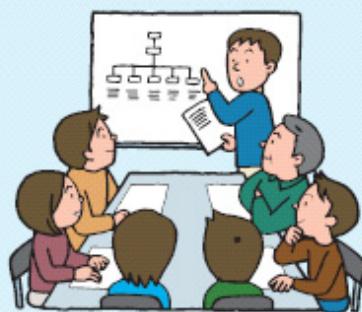
第40条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、事業所に来所する者、従業員及び地域住民の安全を確保するよう努めるとともに、地域住民及び自主防災組織等と連携し、情報の収集及び提供、地域住民等の避難誘導その他の地域における防災活動を積極的に実施するよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

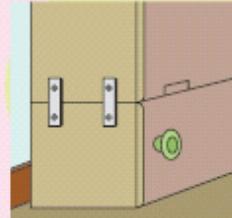
事業者が地域住民、自主防災組織と連携して、情報の収集・提供、救出・救護、避難誘導等を積極的に行い、地域住民の安全確保に努めることを定めています。

# 自らの命を守るために県民のみなさんにしていただきたいこと

## 防災訓練や研修に積極的に参加しましょう(第9条)



## ★家屋の倒壊防止(耐震診断・補強)や家具の転倒防止対策をおこないましょう(第10条)



窓や食器棚の  
ガラスには  
「飛散防止フィルム」を!

## ★食料や生活物資を備えておく(第11条)



避難の際にすぐに  
持ち出せるように  
準備しておきましょう



和歌山県長期総合計画  
～未来に羽ばたく元気な和歌山～  
県民の命と暮らしを守る安全安心和歌山

■お問い合わせ先  
**和歌山県危機管理局総合防災課**

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL 073-441-2271  
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/index.html>